

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章から第五章まで（現行のとおり）</p> <p>第六章 雑則（第六十八条―第七十条）</p> <p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （特別地区における行為の許可申請）</p> <p>第十九条（現行のとおり）</p> <p>2 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、前項の許可申請書に、申請者が当該申請に係る行為を行う権利を有する者であることを示す図書（当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>第二十条及び第二十一条（現行のとおり） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>イからハまで（現行のとおり）</p> <p>ニ 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）</p> <p>ホからリまで（現行のとおり）</p> <p>ヌ 道路法第二条第一項に規定する道路以外の道路（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさない改築をするものに限る。）</p> <p>ル 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設</p> <p>ロからウまで（現行のとおり）</p> <p>中 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</p>	<p>目次</p> <p>第一章から第五章まで（略）</p> <p>第六章 雑則（第六十八条・第六十九条）</p> <p>第一条から第十八条まで（略） （特別地区における行為の許可申請）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十条及び第二十一条（略） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イからハまで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ニからリまで（略）</p> <p>リ 道路法第二条第一項に規定する道路以外の道路（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさない改築をするものに限る。）</p> <p>ヌ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設</p> <p>ロからウまで（略）</p> <p>（新設）</p>

(平成四年法律第七十五号) 第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のための工作物

ノ 条例第四十四条に規定する保護増殖事業の実施のための工作物

(新設)

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためのカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するもの

(新設)

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による特定外来生物の防除のためのカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するもの

(新設)

二 (現行のとおり)

二 (略)

イからニまで (現行のとおり)

イからニまで (略)

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

(新設)

ヘ 条例第四十二条第一項の許可に係る木竹であつて、条例第三十九条第一項に規定する東京都希少野生動植物種に係るものを伐採すること。

(新設)

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(新設)

チ 条例第四十四条に規定する保護増殖事業の実施のために木竹を伐採すること。

(新設)

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(新設)

三 (現行のとおり)

三 (略)

四 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号) 第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハからリまで (現行のとおり)

ヌ 大学における教育又は学術研究として行う行為 (あらかじめ、知事に届け出たもの (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く公立の大学 (以下「公立の大学」という。)) にあつては知事に通知したもの) に限る。)

ル及びヲ (現行のとおり)

リ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十一条第一項の許可に係る行為 (同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。)

カ 条例第四十二条第一項の許可に係る行為

ヨ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

タ 条例第四十四条に規定する保護増殖事業の実施のための行為

第二十三条から第二十五条まで (現行のとおり)

(普通地区における行為の届出書)

第二十六条 (現行のとおり)

2 行為地の土地の所有者以外の者が届出を行う場合は、前項の届出書に、届出者が当該届出に係る行為を行う権利を有する者であることを示す図書 (当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。) を添付しなければならない。

第二十七条から第三十四条まで (現行のとおり)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

四 (略)

イ (略)

ロ 水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号) 第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハからリまで (略)

ヌ 大学における教育又は学術研究として行う行為 (あらかじめ、知事に届け出たもの (国立及び公立の大学にあつては知事に通知したもの) に限る。)

ル及びヲ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十三条から第二十五条まで (略)

(普通地区における行為の届出書)

第二十六条 (略)

(新設)

第二十七条から第三十四条まで (略)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イ ~~第二十二條第一号イからニまで、く、リ、ル(信号機に限る。)~~、ヲ、ネ、ラ又はウからクまでに掲げるもの

ロ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

イ ~~第二十二條第一号ト、チ、ヌ、ル(信号機を除く。)~~、ワからツまで又はナに掲げるもの

ロ 漁港漁場整備法第三條第一号に掲げる施設、同條第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十條の規定により漁港施設とみなされている施設又は同條の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二條第三項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十一條第一項の規定による協議に係るものを含む。)

三及び四 (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

イからハまで (現行のとおり)

ニ 大学における教育又は學術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあつては、知事に通知したもの)に限る。)

六から十二まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第三十六條及び第三十七條 (現行のとおり)

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第三十八條 (現行のとおり)

第三十五条 (略)

一 (略)

イ ~~第二十二條第一号イからハまで、ホ、チ、ヌ(信号機に限る。)~~、ル、ツ、ナ又はムに掲げるもの

ロ (略)

二 (略)

イ ~~第二十二條第一号へ、ト、リ、ヌ(信号機を除く。)~~、ワからソまで、又はネに掲げるもの

ロ 漁港漁場整備法第三條第一号に掲げる施設、同條第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十條の規定により漁港施設とみなされている施設又は同條の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二條第三項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十一條第一項の規定による協議に係るものを含む。)

三及び四 (略)

五 (略)

イからハまで (略)

ニ 学校教育法第一條に規定する大学における教育又は學術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)

六から十二まで (略)

2 (略)

第三十六條及び第三十七條 (略)

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第三十八條 (略)

一 (現行のとおり)

~~イ 第二十二條第一号イからハまで、ケ、ル(信号機に限る。)、
ヲ、ネ又はウからクまでに掲げるもの~~

ロからホまで (現行のとおり)

~~二 第二十二條第一号ホ、ト、チ、ヌ、ル(信号機を除く。)、~~

~~ワからツまで又はナに掲げる工作物を改築し、又は増築すること。~~

三から九まで (現行のとおり)

第三十九條 (現行のとおり)

(自然保護取締員の資格及び権限)

第四十條 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然の保護に關して必要な課程を修めて卒業した(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、通算して一年以上自然の保護に關する行政事務に従事した者

三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第四十一條及び第四十二條 (現行のとおり)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三條 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

イ 第二十二條第一号イ、ハ、ホからリまで、ルからツまで、ナ若しくはハに掲げるものの設置若しくは管理又は同條第四号

一 (略)

~~イ 第二十二條第一号イからハまで、ホ、ヌ(信号機に限る。)、
ル、ツ又はムに掲げるもの~~

ロからホまで (略)

~~二 第二十二條第一号ニ、ケ、ト、リ、ヌ(信号機を除く。)、~~

~~ワからソまで又はネに掲げる工作物を改築し、又は増築すること。~~

三から九まで (略)

第三十九條 (略)

(自然保護取締員の資格及び権限)

第四十條 (略)

一 (略)

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然の保護に關して必要な課程を修めて卒業した後、通算して一年以上自然の保護に關する行政事務に従事した者

三 (略)

2及び3 (略)

第四十一條及び第四十二條 (略)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三條 (略)

一及び二 (略)

三 (略)

イ 第二十二條第一号イ、ハからチまで、ヌからソまで、ネ若しくはムに掲げるものの設置若しくは管理又は同條第四号イ若

イ若しくはハ(文化財保護法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財の保存のための行為を含む。)に掲げるもの

ロからチまで (現行のとおり)

四及び五 (現行のとおり)

第四十四条 (現行のとおり)

(捕獲等の許可の申請等)

第四十五条 (現行のとおり)

2 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、前項の許可申請書に、申請者が東京都希少野生動植物種の捕獲等を行う権利を有する者であることを示す図書(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。

第四十六条及び第四十七条 (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 第二十二条第一号イに掲げる工作物を設置すること又は同号ロからリまで、ルからシまで若しくはツからラまでに掲げる施設を改築し、又は増築すること。

ハからホまで (現行のとおり)

ヘ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線型の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

トからヨまで (現行のとおり)

タ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

レ (現行のとおり)

しくはハ(文化財保護法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財の保存のための行為を含む。)に掲げるもの

ロからチまで (略)

四及び五 (略)

第四十四条 (略)

(捕獲等の許可の申請等)

第四十五条 (略)

(新設)

第四十六条及び第四十七条 (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 第二十二条第一号イに掲げる工作物を設置すること又は同号ロからチまで、スからタまで若しくはツからナまでに掲げる施設を改築し、又は増築すること。

ハからホまで (略)

ヘ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線型の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

トからヨまで (略)

タ 宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

レ (略)

ソ 第二十二條第一号ヲ(ロ)から(チ)までに掲げるもの。
ただし、(ロ)にあつては、「空中線系(その支持物を含む。)
その他これに類するもの」とする。

ツ (現行のとおり)

二から十二まで (現行のとおり)

第四十九條から第五十一條まで (現行のとおり)

(開発の許可等の要件)

第五十二條 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 法高(法肩と法尻との高低差をいい、擁壁を設置する場合は、法高と擁壁の高さとを合わせた高さとする。以下同じ。)が一メートルを超える切土、盛土若しくは一時的な土砂等(同一の場所に堆積している期間が一年以内の土砂等をいう。以下同じ。)の堆積(変更により法高が一メートルを超えることとなる切土、盛土又は一時的な土砂等の堆積を含み、知事が別に定める要件に該当する切土、盛土又は一時的な土砂等の堆積を除く。以下「特定切盛土」という。)を行う場合又は特定切盛土内において調整池等の排水施設、えん堤若しくは擁壁等の設置若しくは変更を行う場合にあつては次の要件に適合していることとし、その他の場合で、切土、盛土若しくは一時的な土砂等の堆積又は調整池等の排水施設、えん堤若しくは擁壁等の設置若しくは変更を行うときにあつてはそれらが適正に行われ、土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害及び自然地の破壊が生じるおそれのないものであること。

イ 行為地内の排水施設は、行為地の規模、地形、予定建築物等

ソ 第二十二條第一号ナ(ロ)から(チ)までに掲げるもの。
ただし、(ロ)にあつては、「空中線系(その支持物を含む。)
その他これに類するもの」とする。

ツ (略)

二から十二まで (略)

第四十九條から第五十一條まで (略)

(開発の許可等の要件)

第五十二條 (略)

2 (略)

一及び二 (略)

三 切土、盛土、一時的な土砂のたい積又は調整池等の排水施設、えん堤若しくはよう壁等の設置を行う場合は、それらが適正に行われ、土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害が生じるおそれのないものであること。

(新設)

の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるように、管渠の勾配及び断面積が、一定の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出するものとして定められていること。

ロ 行為地内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、行為地内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、行為地内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

(新設)

ハ 雨水(処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。)以外の下水は、原則として、暗渠によつて排出することができるように定められていること。

(新設)

ニ 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。

(新設)

ホ 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で作られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

(新設)

ヘ 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。

(新設)

ト 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を

(新設)

支障なく流下させることができるもの（公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあつては、その内径又は内法幅が、二十センチメートル以上のもの）であること。

チ 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

(イ) 管渠の始まる箇所

(ロ) 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

(ハ) 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

リ ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるものに限る。）が設けられていること。

ヌ ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

ル 降雨によつて洪水等の災害が発生するおそれがある場合は、次の要件を満たす調整池が設けられていること。

(イ) 容量は、下流における流下能力を考慮の上、一定の確率

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量に係る施工中及び施工後のピーク流量を施工前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

(ロ) 余水吐の放流能力は、コンクリートダムにあつては一定の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量に係るピーク流量に一・二を乗じて得た値以上の量、フィルダムにあつては当該値に一・二を乗じて得た値以上の量を放流処理できる能力であること。

(ハ) 洪水調整の方式は、原則として自然放流式であること。

ワ 行為地から流出し、又は放流する雨水に土砂が混入し、下流域の水質を悪化させるおそれがある場合は、次の要件を満たす沈砂池が設けられていること。

(イ) 容量は、土砂を十分に堆積させることができるものであること。

(ロ) 堆積した土砂をしゅんせつすることができるものであること。

(ハ) 堅固で十分な耐久力を有するものであること。

(ニ) 調整池と別に設置するものであること。ただし、地形等の条件から調整池と兼ねることがやむを得ないと認められる場合であつて、堆砂量と貯水量を十分検討した上で適当であると認められるときは、この限りでない。

ヰ 土地の改変に伴い相当量の土砂が流出することにより下流域に災害を発生させるおそれがある場合は、次の要件を満たすえん堤が設けられていること。

(イ) 改変した土地が安定するまでの間、流出する土砂を貯砂し得るものであること。

(ロ) 堅固で十分な耐久力を有するものであること。

(ハ) 調整池及び沈砂池より上流側に設置されていること。

(新設)

(新設)

カ 地盤の沈下又は行爲地外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

(新設)

コ 開発行爲によつて崖(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。

(新設)

ク 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置が講じられていること。

(新設)

ク 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛ることに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講じられていること。

(新設)

ク 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講じられていること。

(新設)

ク 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖の崖面は、擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次のいずれかに該当するものの崖面については、

(新設)

この限りでない。

(イ) 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない	擁壁を要する勾配
	勾配の上限	配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

(ロ) 土質が(イ)の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、(イ)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、(イ)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

ネ ツの規定の適用については、小段等によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとしてみなす。

(新設)

ナ ツの規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講じられた場合には適用しない。

(新設)

ラ 開発行為によつて生ずる崖の崖面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

(新設)

ム 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、行為地内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、排水施設の管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設が設置されていること。

(新設)

ウ ツで設置される擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて次の(イ)から(ニ)までに該当することが確かめられたものであること。

(新設)

(イ) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。

(ロ) 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

(ハ) 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。

(ニ) 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

キ ツで設置される擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

(新設)

ク 開発行為によつて生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令第四百四十二条(同令第七章の八の準用に関する部分を除く。)の規定を準用する。

(新設)

オ 法勾配については、次の要件を満たすこと。

(イ) 切土の法勾配は、次の表の上欄に掲げる土質の区分に応じ、当該下欄に掲げる角度を限度とする。

土質	角度
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度
風化の著しい岩	四十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度

(ロ) 盛土の法勾配は、三十度を限度とする。

ク 一段の法高は、切土にあつては五メートル以下、盛土にあつては三メートル以下とすること。

ヤ 犬走りの幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、三段目ごとに、切土にあつては三メートル以上、盛土にあつては六メートル以上とすること。

マ 長大法（法高が十メートルを超える切土又は九メートルを超える盛土をいう。）については、イからヤまでに掲げるもののほか、次の要件を満たすこと。

(イ) 法高の上限は、切土にあつては二十メートル以下、盛土にあつては十八メートル以下とすること。ただし、切土又は盛土が土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害及び自然地の破壊が生じるおそれのないものであると知事が認める場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(ロ) 法勾配は、法面の安定計算を行った上で決定すること。

(ハ) 一段目の法面を擁壁で覆う場合は、擁壁天端の犬走りの幅を、鉄筋コンクリート造擁壁にあつては一・五メートル以上、間知石等積造擁壁にあつては三メートル以上とし、擁壁の安定計算及び構造計算(これらの計算に準ずる措置がなされている場合を除く。)を行うこと。

(ニ) 法面には、縦排水を設けること。

ケ 一時的な土砂等の堆積については、土砂等の堆積場所が明確にされていることのほか、イからマまでの規定に準じた措置が講じられていること。

フ イからケまでに定めるもののほか、法面及び小段の緑化その他の土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害及び自然地の破壊の防止に必要な措置が講じられていること。ただし、一時的な土砂等の堆積場所については、法面及び小段の緑化を行わないことができる。

四 前号に定めるもののほか、雨水等の地下浸透について十分に配慮されていること。

五から七まで (現行のとおり)

八 条例第四十七条第一項又は第四十八条第一項に規定する許可を受けようとする者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があること(特定切盛土を行う場合に限る。)

九 工事施行者(開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)に開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること(特定

(新設)

(新設)

四 雨水等の地下浸透について十分に配慮されていること。

五から七まで (略)

(新設)

(新設)

切盛土を行う場合に限る。)

(許可申請)

第五十三条 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、第一項の許可申請書に、申請者が開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。

5 相続その他の一般承継以外の理由により、第一項の許可を受けた者の地位を承継した者(特定切盛土を行う場合に限る。)が当該許可の申請を行う場合は、同項の許可申請書に申請者が当該地位を承継したことを証明する書面(当該被承継者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。

第五十四条から第五十七条まで (現行のとおり)

(変更許可を必要とする事項)

第五十八条 (現行のとおり)

一 から三まで (現行のとおり)

四 切土又は盛土法面の勾配、高さ、位置、調整池等の排水施設、えん堤、擁壁等の設計内容の変更

五 から八まで (現行のとおり)

九 工事施行者の変更(変更後に特定切盛土を行う場合に限る。)

(変更許可申請)

第五十九条 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、第一項の変更許可申請書に、同項の申請をする者が開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書(当該土地の所有者の記名押印の

(許可申請)

第五十三条 (略)

2 及び 3 (略)

4 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、第一項の許可申請書に、申請者が開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書を添付しなければならない。

(新設)

第五十四条から第五十七条まで (略)

(変更許可を必要とする事項)

第五十八条 (略)

一 から三まで (略)

四 切土又は盛土法面の勾配、高さ、位置、調整池等の排水施設、えん堤、よう壁等の設計内容の変更

五 から八まで (略)

(新設)

(変更許可申請)

第五十九条 (略)

2 及び 3 (略)

4 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、第一項の変更許可申請書に、同項の申請をする者が開発行為を行う権利を有する者であることを示す図書を添付しなければならない。

あるものに限る。)を添付しなければならない。

第六十条から第六十六條まで (現行のとおり)

(地位の承継届)

第六十七條 条例第四十七條第二項、第四十八條第二項又は第四十九條第一項の許可を受けた行為の完了前に相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者の地位を承継した者(相続その他の一般承継以外の理由により、当該許可を受けた者の地位を承継した者(特定切盛土を行う場合に限る。))を除く。)は、地位の承継届出書(第二十三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の地位の承継届出書には、当該地位を承継したことを証明する書面(被承継者の意思の確認が必要な書面にあつては、当該被承継者の記名押印のあるものに限る。)及び行為地の土地の所有者以外の者が承継する場合にあつては、当該所有者が記名押印した上で当該承継を認めた書面を添付しなければならない。

第六十八條及び第六十九條 (現行のとおり)

(添付書類)

第七十條 次に掲げる書面には、当該書面の提出者(第二号、第四号、第七号、第九号及び第十二号にあつては土地の所有者、第十号にあつては被承継者、第十五号にあつては土地の所有者又は被承継者。以下この条において同じ。)の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。ただし、書面の提出者が国若しくは地方公共団体である場合又は第五号、第十一号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる書面について、既に提出されている印鑑証明書若しくはこれに準ずるものの内容に変更がない場合を除く。

一 第十九條第一項(第二十三條第一項又は第二十七條において準用する場合を含む。)の許可申請書(別記第四号様式)

二 第十九條第二項(第二十三條第一項又は第二十七條において

第五十九條から第六十六條まで (略)

(地位の承継届)

第六十七條 条例第四十七條第二項、第四十八條第二項又は第四十九條第一項の許可を受けた行為の完了前に相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者の地位を承継した者は、地位の承継届出書(第二十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(新設)

第六十八條及び第六十九條 (略)

(新設)

準用する場合を含む。)の図書

三 第二十六条第一項の届出書(別記第五号様式)

四 第二十六条第二項の図書

五 第四十一条の申出書(別記第十号様式)

六 第四十五条の許可申請書(別記第十三号様式)

七 第四十五条第二項の図書

八 第五十三条第一項の許可申請書(別記第十四号様式)

九 第五十三条第四項の図書

十 第五十三条第五項の書面

十一 第五十九条の変更許可申請書(別記第十六号様式)

十二 第五十九条第四項の図書

十三 第六十三条第一項の廃止承認申請書(別記第十八号様式)

十四 第六十七条第一項の地位の承継届出書(別記第二十三号様式)

十五 第六十七条第二項の書面

十六 第六十九条の請求書(別記第二十五号様式)

別表第一 指導者の認定区分(第四条関係)

区分	認定要件
一 東京都二級緑のボランティア指導者	都内での自発的な自然観察、緑化推進、緑地保全等の自然の保護と回復に関する活動の経験(以下「活動経験」という。)が一年以上である者のうち、知事が行う網のボランティア指導者育成講座基礎講習を修了し、かつ、修了試験に合格した者
二 東京都一級緑のボランティア指導者(自然観察・体験活動)	東京都二級緑のボランティア指導者の認定証の交付を受けている

別表第一 指導者の認定区分(第四条関係)

区分	認定要件
一 東京都二級緑のボランティア指導者	都内での自発的な自然観察、緑化推進、緑地保全等の自然の保護と回復に関する活動の経験(以下「活動経験」という。)が一年以上である者のうち、知事が行う網のボランティア指導者等育成講座基礎講習を修了し、かつ、修了試験に合格した者
二 東京都一級緑のボランティア指導者(自然観察・体験活動)	東京都二級緑のボランティア指導者の認定証の交付を受けている

	者であつて、知事が行う緑のボランティア指導者育成講座専門講習(自然観察・体験活動コース)を修了し、かつ、修了試験に合格した者のうち、活動経験が三年以上である者
三 東京都二級緑のボランティア指導者(緑地保全活動)	東京都二級緑のボランティア指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う緑のボランティア指導者育成講座専門講習(緑地保全活動コース)を修了し、かつ、修了試験に合格した者のうち、活動経験が三年以上である者

別表第二 地上部の緑化基準(第六条関係)

区分		面積
敷地の区分	敷地の規模	
ア (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
イ ア以外の敷地	五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満)	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 ① (敷地面積－建築面積) × 0.2 ② {敷地面積－(敷地面積 × 建築率 × 0.8)} × 0.2
	五千平方メートル	次に掲げる式により算出され

	者であつて、知事が行う緑のボランティア指導者育成講座専門講習(自然観察・体験活動コース)を修了し、かつ、修了試験に合格した者のうち、活動経験が三年以上である者
三 東京都二級緑のボランティア指導者(緑地保全活動)	東京都二級緑のボランティア指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う緑のボランティア指導者育成講座専門講習(緑地保全活動コース)を修了し、かつ、修了試験に合格した者のうち、活動経験が三年以上である者

別表第二 地上部の緑化基準(第六条関係)

区分		面積
敷地の区分	敷地の規模	
ア (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
イ ア以外の敷地	五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満)	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 ① (敷地面積－建築面積) × 0.2 ② {敷地面積－(敷地面積 × 建築率 × 0.8)} × 0.2
	五千平方メートル	次に掲げる式により算出され

以上の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上）	る面積のうち、小さい方の面積 ①（敷地面積－建築面積） × 0.25 ②〔敷地面積－（敷地面積× <u>建築率</u> × 0.8）〕× 0.25
--	--

備考

一から三まで（現行のとおり）

四 建築率とは、都市計画法第五条に規定する都市計画区域においては、建築基準法第五十二条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、その他の区域内においては、その割合を十分の七とする（以下同じ。）。

別表第三及び別表第四（現行のとおり）

別表第五 緑地基準（第五十二条関係）

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一 一団の住宅地の造成及び一団の住宅の建築	（現行のとおり）	/	（現行のとおり）
	（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	/	（現行のとおり）
	（現行のとおり）		（現行のとおり）

以上の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上）	る面積のうち、小さい方の面積 ①（敷地面積－建築面積） × 0.25 ②〔敷地面積－（敷地面積× <u>建ぺい率</u> × 0.8）〕× 0.25
--	---

備考

一から三まで（略）

四 建ぺい率とは、都市計画法第五条に規定する都市計画区域においては、建築基準法第五十二条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、その他の区域内においては、その割合を十分の七とする（以下同じ。）。

別表第三及び別表四（略）

別表第五 緑地基準（第五十二条関係）

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一 一団の住宅地の造成及び一団の住宅の建築	（略）	/	（略）
	（略）		（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	/	（略）
	（略）		（略）

別記第二号様式

別記
第一号様式(第4条関係)

認定第 号	認定証
東京都 級	(氏 名)
あなたを東京都 級	として認定します。
年 月 日	
東京都知事	

(日本産業規格A列4番)

備考 (現行のとおり)
別記第一号様式

以上
メートル
一万平方

(現行のとおり)

(現行のとおり)

別記第二号様式

別記
第一号様式(第4条関係)

認定第 号	認定証
東京都 級	(氏 名)
あなたを東京都 級	として認定します。
年 月 日	
東京都知事	

(日本産業規格A列4番)

備考 (略)
別記第一号様式

以上
メートル
一万平方

(略)

(略)

別紙 (現行のとおり)
別記第三号様式

第2号様式(第7条関係)

緑化計画書

東京における自然の保護と回復に関する条約第14条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書と提出します。

建設部知事 殿
(申請者) 〒 年 月 日
住 所
氏 名
電話番号
担当者氏名

行為の名称 新築 増築、増設

行為地 緑地管理名

緑地の種類 緑地上面積(㎡) 可成部分(㎡) 緑地新設延長(㎡) E

指定建ぺ率 % 敷地面積(㎡) 延床面積(㎡)

基本 緑地上部の緑化面積(㎡) A 建築物上の緑化面積(㎡) B 緑化面積計(㎡) C = A + B 緑地新設延長(㎡) D 緑化率(%) E

◎ 緑化計画の策定にあたっては、①はA、②はB、③はC、④はDとなるように緑化面積を確保すること。

緑化面積	地上部	建築物上	高木	中木	低木	水	計
既設緑水	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
新設緑水	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
建築物上	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
地上	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
壁面	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
ベランダ等	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
(ほか)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
計	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
合 計	①+②	③+④	⑤+⑥+⑦	⑧+⑨+⑩	⑪+⑫+⑬	⑭	⑮

緑化面積の算出理由
建築物上又は地上部緑化面積の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由

緑化率の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由

◎ 完了予定年月 年 月 日 延床面積

※ 受付処理欄

備考 1 添付書類は提出しないこと。
2 位置図(行為地又は建築物の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画(壁面・地上を含む)、緑化計画断面図、緑化面積計算図表、建築物立面図(2面以上)、雨水等一覽表(別紙)を添付すること。

(日本建築規格A第4条)

別紙 (略)
別記第三号様式

第2号様式(第7条関係)

緑化計画書

東京における自然の保護と回復に関する条約第14条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書と提出します。

建設部知事 殿
(申請者) 〒 年 月 日
住 所
氏 名
電話番号
担当者氏名

行為の名称 新築 増築、増設

行為地 緑地管理名

緑地の種類 緑地上面積(㎡) 可成部分(㎡) 緑地新設延長(㎡) E

指定建ぺ率 % 敷地面積(㎡) 延床面積(㎡)

基本 緑地上部の緑化面積(㎡) A 建築物上の緑化面積(㎡) B 緑化面積計(㎡) C = A + B 緑地新設延長(㎡) D 緑化率(%) E

◎ 緑化計画の策定にあたっては、①はA、②はB、③はC、④はDとなるように緑化面積を確保すること。

緑化面積	地上部	建築物上	高木	中木	低木	水	計
既設緑水	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
新設緑水	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
建築物上	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
地上	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
壁面	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
ベランダ等	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
壁面	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
計	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
合 計	①+②	③+④	⑤+⑥+⑦	⑧+⑨+⑩	⑪+⑫+⑬	⑭	⑮

緑化面積の算出理由
建築物上又は地上部緑化面積の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由

緑化率の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由

緑化率の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由

緑化率の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由
緑地新設延長の算出理由

◎ 完了予定年月 年 月 日 延床面積

※ 受付処理欄

備考 1 添付書類は提出しないこと。
2 位置図(行為地又は建築物の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画(壁面・地上を含む)、緑化計画断面図、緑化面積計算図表、建築物立面図(2面以上)、雨水等一覽表(別紙)を添付すること。

(日本建築規格A第4条)

別記第七号様式

第6号様式(第2.8条関係)

保全事業実施承認申請書

東京における自然の保護と回復に関する条例第21条第1項の規定により、保全事業の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

法人名
所在地
代表者氏名

(1) 保全地域の名称	
(2) 保全事業を行おうとする土地の区画	
(3) 実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
(4) 保全事業の内容	

(日本建築規格A列4行)

別記第六号様式
別記第五号様式 (現行のとおり)

別記第七号様式

第6号様式(第2.8条関係)

保全事業実施承認申請書

東京における自然の保護と回復に関する条例第21条第1項の規定により、保全事業の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

法人名
所在地
代表者氏名

印

(1) 保全地域の名称	
(2) 保全事業を行おうとする土地の区画	
(3) 実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
(4) 保全事業の内容	

(日本建築規格A列4行)

別記第六号様式
別記第五号様式 (略)

別記第八号様式

第8号様式(第39条関係)

着 手 届	
東京における自然の保護と回復に関する条約第31条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
東京 都 知 事 殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)	
(1) 行為の種類及び規模	
(2) 行 為 の 目 的	
(3) 行為地の地名、地番及び地目	
(4) 既に行った行為の規模及び今後の行為の規模	
(5) 行為地及びその周囲の状況	
(6) 行為の旅行方法	
(7) 着手年月日	
(8) 完了予定年月日	

(日本遊業規格A列4番)

第7号様式(第33条関係)

届 出 書	
東京における自然の保護と回復に関する条約第28条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
東京 都 知 事 殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)	
(1) 行為の種類及び規模	
(2) 行為地の地名、地番及び地名	
(3) 行為の旅行方法	
(4) 行為の旅行年月日	
(5) 非常災害の種類	
(6) 非常災害の発生日月日及び時間並びにその継続した期間	

(日本遊業規格A列4番)

別記第八号様式

第8号様式(第39条関係)

着 手 届	
東京における自然の保護と回復に関する条約第31条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
東京 都 知 事 殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)	
(1) 行為の種類及び規模	
(2) 行 為 の 目 的	
(3) 行為地の地名、地番及び地目	
(4) 既に行った行為の規模及び今後の行為の規模	
(5) 行為地及びその周囲の状況	
(6) 行為の旅行方法	
(7) 着手年月日	
(8) 完了予定年月日	

(日本遊業規格A列4番)

第7号様式(第33条関係)

届 出 書	
東京における自然の保護と回復に関する条約第28条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
東京 都 知 事 殿	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)	
(1) 行為の種類及び規模	
(2) 行為地の地名、地番及び地名	
(3) 行為の旅行方法	
(4) 行為の旅行年月日	
(5) 非常災害の種類	
(6) 非常災害の発生日月日及び時間並びにその継続した期間	

(日本遊業規格A列4番)

別記第十号様式 (現行のとおり)
別記第十一号様式

別記第九号様式

第9号様式(第40条関係)
(裏面)

東京都自然保護取組員証 東京都知事
年 月 日 生 年 月 日
上記の者は、東京における自然の保護と回復に關する条例第33条第2項及び第46条第3項の規定により、同条例施行規則第40条第2項に規定する権限を 行うものであることを証明する。

(裏面)

- この証明書は、権限権限を行使する際に必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
- この証明書の有効期限は、発行的日から 年 月 日までとする。
- この証明書は、権限権限を行使する機会以外には使用しないこと。

別記第十号様式 (略)
別記第十一号様式

別記第九号様式

第9号様式(第40条関係)
(裏面)

東京都自然保護取組員証 東京都知事
年 月 日 生 年 月 日
上記の者は、東京における自然の保護と回復に關する条例第33条第2項及び第46条第3項の規定により、同条例施行規則第40条第2項に規定する権限を 行うものであることを証明する。

(裏面)

- この証明書は、権限権限を行使する際に必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
- この証明書の有効期限は、発行的日から 年 月 日までとする。
- この証明書は、権限権限を行使する機会以外には使用しないこと。

別記第十二号様式及び第十三号様式（現行のとおり）
別記第十四号様式

第11号様式(第4.2条関係)

公有緑地等使用許可申請書	
<p>東京における自然の保護と回復に関する条例第36条第2項の規定により、別紙計画書を添えて 公有緑地等の使用の許可を下記のとおり申請します。</p> <p>東京都知事 申請者 所在地 名称</p> <p>年 月 日</p>	
(1) 使用する保全部域及び 所在地	
(2) 使用目的	
(3) 使用期間	
(4) 使用面積	
(5) その他	

(日本遊樂施設A列4番)

別記第十二号様式及び第十三号様式（略）
別記第十四号様式

第11号様式(第4.2条関係)

公有緑地等使用許可申請書	
<p>東京における自然の保護と回復に関する条例第36条第2項の規定により、別紙計画書を添えて 公有緑地等の使用の許可を下記のとおり申請します。</p> <p>東京都知事 申請者 所在地 名称 団</p> <p>年 月 日</p>	
(1) 使用する保全部域及び 所在地	
(2) 使用目的	
(3) 使用期間	
(4) 使用面積	
(5) その他	

(日本遊樂施設A列4番)

別記第十六号様式

別記第十五号様式及び第十五号様式の二（現行のとおり）

第1.4号様式(第5.3条関係)

許可申請書

東京における自然の保護と回復に関する条例第47(48)条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。

東京都知事 殿
 許可申請者
 住所
 氏名
 印
 代理人
 住所
 氏名
 印
 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)

(1) 行為地の地名、地番及び地目

(2) 行為の規模

(3) 行為の目的

(4) 行為の施行方法

(5) 予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

(6) 行為地及びその周囲の状況

※交付処理欄

交付年月日 交付番号 処理欄

備考1 ※交付処理欄は記入しないこと。
 2 以下のものを添付すること。
 (1) 計画概要表(第15号様式)
 (2) 既存樹木等保護検討書(第15号様式の2)
 (3) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公図の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書
 (4) 建築物その他の工作物の位置、形状、形状等を示す図書、開業行為の施工方法を示す図書、土地造成計画を示す図書、土壌の採取及び分析計画を示す図書
 (5) 切土又は盛土工法の切土、調整地、えん池、調整等の設計を示す図書
 (6) 行為地内に存在する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書
 (7) 行為地内に存在する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書
 (8) 申請者が、個人にあっては住民票、法人にあっては登記簿謄本、法人本部証明書
 (9) 申請者が、個人にあっては住民票、法人にあっては住民税又は住民税の納税証明書及び金融機関の発行する預金残高証明書又は振込証明書、個人事業税又は住民税の納税証明書、財務部長、事業部長、法人事業課又は部(課)長(副)長の納税証明書及び金融機関の発行する預金残高証明書又は振込証明書、特定期間に行方不明となる者に関する調査報告書(特定切土多を行う場合に限り)
 (10) 工事施工者の土木工事業に係る建設許可追加書の写し及び工事調整書(特定切土多を行う場合に限り)

(日本建築規格A列4番)

別記第十六号様式

別記第十五号様式及び第十五号様式の二（略）

第1.4号様式(第5.3条関係)

許可申請書

東京における自然の保護と回復に関する条例第47(48)条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。

東京都知事 殿
 許可申請者
 住所
 氏名
 印
 代理人
 住所
 氏名
 印
 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)

(1) 行為地の地名、地番及び地目

(2) 行為の規模

(3) 行為の目的

(4) 行為の施行方法

(5) 予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

(6) 行為地及びその周囲の状況

※交付処理欄

交付年月日 交付番号 処理欄

備考1 ※交付処理欄は記入しないこと。
 2 以下のものを添付すること。
 (1) 計画概要表(第15号様式)
 (2) 既存樹木等保護検討書(第15号様式の2)
 (3) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公図の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書
 (4) 建築物その他の工作物の位置、形状、形状等を示す図書、開業行為の施工方法を示す図書、土地造成計画を示す図書、土壌の採取及び分析計画を示す図書
 (5) 切土又は盛土工法の切土、調整地、えん池、調整等の設計を示す図書
 (6) 行為地内に存在する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書
 (7) 行為地内に存在する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書
 (8) 緑地の位置、形状、樹木の名称、施工及び管理計画等を示す図書

(日本建築規格A列4番)

別記第十九号様式
別記第二十号様式

(現行のとおり)

第18号様式(第6.3条関係)

廃止承認申請書	
東京における自然の保護と回復に関する条例第51条の規定により、下記の行為について廃止したいので承認を申請します。	
申請者 東京都知事 殿	年 月 日
住所	
氏名	印
(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)	
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目	
(3) 廃止の方法	原状回復等計画書及び各計画図のとおり
(4) 廃止等の予定年月日	年 月 日
	原状回復の着手
	原状回復の完了(行為の廃止)
(5) 廃止の理由	年 月 日
	年 月 日
※交付処理欄	
交付年月日	交付番号
	処理欄

備考 1 ※交付処理欄は記入しないこと。
2 原状回復等計画書(第1.9号様式)、回復計画図(原状回復計画並びに掘生及び土等の回復の計画を示したものをいう。)、及び非承認等計画図(回復後の自然保護上必要な掘取(排水施設、調整池及び掘上設置施設を含む。))の設置計画をいう。)を添付すること。

(日本建築規格A列4番)

別記第十九号様式
別記第二十号様式

(略)

第18号様式(第6.3条関係)

廃止承認申請書	
東京における自然の保護と回復に関する条例第51条の規定により、下記の行為について廃止したいので承認を申請します。	
申請者 東京都知事 殿	年 月 日
住所	
氏名	印
(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)	
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目	
(3) 廃止の方法	原状回復等計画書及び各計画図のとおり
(4) 廃止等の予定年月日	年 月 日
	原状回復の着手
	原状回復の完了(行為の廃止)
(5) 廃止の理由	年 月 日
	年 月 日
※交付処理欄	
交付年月日	交付番号
	処理欄

備考 1 ※交付処理欄は記入しないこと。
2 原状回復等計画書(第1.9号様式)、回復計画図(原状回復計画並びに掘生及び土等の回復の計画を示したものをいう。)、及び非承認等計画図(回復後の自然保護上必要な掘取(排水施設、調整池、掘上設置施設を含む。))の設置計画をいう。)を添付すること。

(日本建築規格A列4番)

第 2 1 号様式(第 6 5 条関係)

完了届出書

東京における自然の保護と回復に関する条約第 5 3 条の規定により、下記のとおり行為が完了したので届け出ます。

東京都知事 殿
 代理人 届出者
 住所 住所
 氏名 氏名
 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)

(1) 許可等の番号、年月日	第 号	年 月 日	
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 行為の目的及び規模			
(4) 完了の年月日	年 月 日		

※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処理欄
--------	-------	------	-----

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
 2 完了図、緑地の一覧(緑地面積を示す図書を含む。)及び写真を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式

第 2 0 号様式(第 6 4 条関係)

休止(解除)届出書

東京における自然の保護と回復に関する条約第 2 5 条の規定により、下記のとおり行為を休止(休止の解除)をしたので届け出ます。

東京都知事 殿
 届出者
 住所
 氏名
 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)

(1) 許可等の番号、年月日	第 号	年 月 日	
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 休止等の理由			
(4) 休止(解除)期間の予定	休止の開始	年 月 日	
	休止の終了	年 月 日	
(5) その他			

※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処理欄
--------	-------	------	-----

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
 2 土砂の運搬、崩壊又は流出等の災害の発生等による自然破壊への対策を示す図書を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

第 2 1 号様式(第 6 5 条関係)

完了届出書

東京における自然の保護と回復に関する条約第 5 3 条の規定により、下記のとおり行為が完了したので届け出ます。

東京都知事 殿
 代理人 届出者
 住所 住所
 氏名 氏名
 印
 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)

(1) 許可等の番号、年月日	第 号	年 月 日	
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 行為の目的及び規模			
(4) 完了の年月日	年 月 日		

※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処理欄
--------	-------	------	-----

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
 2 完了図、緑地の一覧(緑地面積を示す図書を含む。)及び写真を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式

第 2 0 号様式(第 6 4 条関係)

休止(解除)届出書

東京における自然の保護と回復に関する条約第 2 5 条の規定により、下記のとおり行為を休止(休止の解除)をしたので届け出ます。

東京都知事 殿
 届出者
 住所
 氏名
 印
 (法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)

(1) 許可等の番号、年月日	第 号	年 月 日	
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 休止等の理由			
(4) 休止(解除)期間の予定	休止の開始	年 月 日	
	休止の終了	年 月 日	
(5) その他			

※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処理欄
--------	-------	------	-----

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
 2 土砂の運搬、崩壊又は流出等の災害の発生等による自然破壊への対策を示す図書を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式の一

第21号様式の2(第65条の2関係)

緑地等管理計画書	
東京における自然の保護と回復に関する条例(以下「条例」という。)第55条第1項の規定により、下記のとおり緑地等の管理計画について届け出ます。 東京都知事 殿 代理人 届出者 住所 住所 氏名 氏名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者名)	
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目	
(3) 行為の目的及び便様	
(4) 開発行為の完了年月日	年 月 日
(5) 管理の方法	樹 木
	その他樹木 以外の植物
	緑地の種類となる 現土・盛土 (担当者)住所 氏名 連絡先
※ 受付処理欄	受付年月日 受付番号 処理欄

備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。
 2 緑地等の一覧(緑地面積を示す図表を含む。)及び当該緑地等並びにその地番とよる現土・盛土の管理の方法を記した図書(年間の管理工程表を含む。)を添付すること。
 3 緑地等とは、条例第47条第1項、第48条第1項及び第49条第1項の許可により確保された緑地その他樹木以外の植物で覆われた土地、池沼、池溜、池畔等をいう。
 (日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式の一

別記第二十一号様式の一

第21号様式の2(第65条の2関係)

緑地等管理計画書	
東京における自然の保護と回復に関する条例(以下「条例」という。)第55条第1項の規定により、下記のとおり緑地等の管理計画について届け出ます。 東京都知事 殿 代理人 届出者 住所 住所 氏名 氏名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者名)	
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日
(2) 行為地の地名、地番及び地目	
(3) 行為の目的及び便様	
(4) 開発行為の完了年月日	年 月 日
(5) 管理の方法	樹 木
	その他樹木 以外の植物
	(担当者)住所 氏名 連絡先
※ 受付処理欄	受付年月日 受付番号 処理欄

備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。
 2 緑地等の一覧(緑地面積を示す図表を含む。)及び管理の方法を記した図書(年間の管理工程表を含む。)を添付すること。
 3 緑地等とは、条例第47条第1項、第48条第1項及び第49条第1項の許可により確保された緑地その他樹木以外の植物で覆われた土地、池沼、池畔等をいう。
 (日本産業規格A列4番)

第二十一号様式の一

別記第二十五号様式（現行のとおり）

第24号様式(第68条関係)
(表面)

第 号	身 分 証 明 書
職 氏 名	年 月 日生
上記の者は、東京における自然の保護と回復に関する条例第 条第 項に規定する行為を行う者であることを証明する。	
年 月 日	東京都知事

(裏面)

- この証明書は、権記権限を行使する際にも必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
- この証明書の有効期限は、発行の日から 年 月 日までとする。
- この証明書は、権記権限を行使する場合以外には使用しないこと。

別記第二十五号様式（略）

第24号様式(第68条関係)
(表面)

第 号	身 分 証 明 書
職 氏 名	年 月 日生
上記の者は、東京における自然の保護と回復に関する条例第 条第 項に規定する行為を行う者であることを証明する。	
年 月 日	東京都知事 氏 名 印

(裏面)

- この証明書は、権記権限を行使する際にも必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
- この証明書の有効期限は、発行の日から 年 月 日までとする。
- この証明書は、権記権限を行使する場合以外には使用しないこと。